

第9期

瑞浪市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

① 計画の概要

人口の大きなボリュームゾーンを占める団塊の世代について、令和4(2022)年から75歳以上の後期高齢者となりはじめ、令和7(2025)年には全員が後期高齢者となります。さらに、高齢者の増加に加え、支え手となる現役世代が減少することから、今後は、安定した介護保険制度に向けた介護サービス等の基盤の整備等に加え、健康寿命の延伸のための介護予防や認知症予防等の取組や、様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会に向けた取組の推進が一層重要となります。

こうした国等の動向を踏まえるとともに、施策の実施状況や効果を検証したうえで、団塊ジュニア世代が65歳以上となり急速に高齢化が進展すると見込まれる令和22(2040)年を見据え、更なる地域包括ケアシステム(住み慣れた地域でいつまでも自分らしく過ごすことができる環境づくり)の深化・推進を目指すため、第9期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

② 計画の基本理念



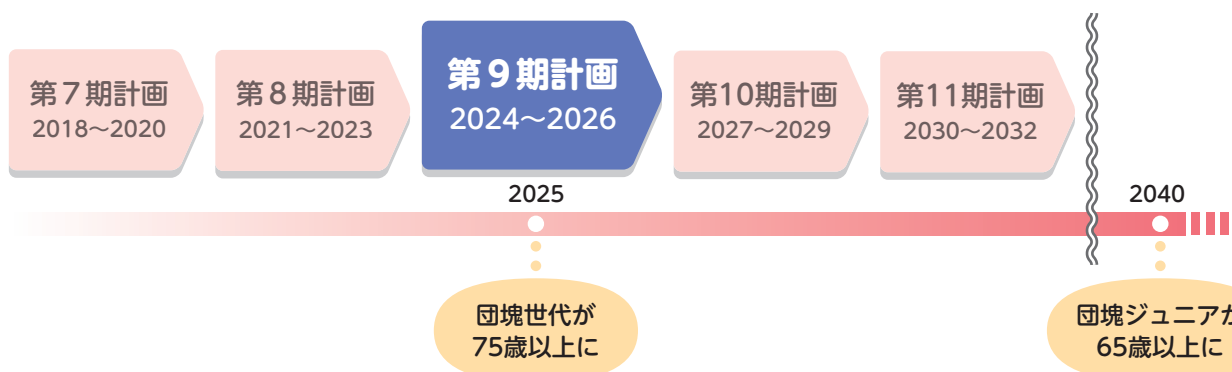
～いつまでも自分らしく、安心して暮らしていくために～

共に創る ふれあい 支え合いの まちづくり



③ 計画の位置づけと計画期間

上位計画の「瑞浪市総合計画」や「瑞浪市地域福祉計画」をはじめとする国・県・市の関連計画等との整合性を図って策定します。また、「成年後見制度利用促進基本計画」を含むものとします。計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

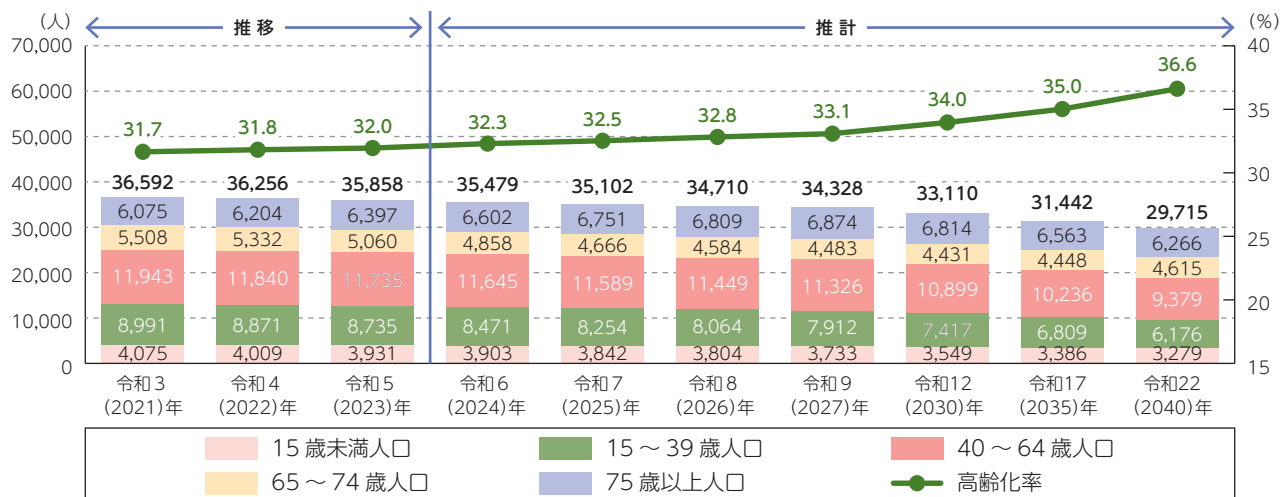


④ 高齢者を取り巻く状況

(1) 人口と高齢化率

本市の総人口、65歳未満の人口は、減少傾向になっています。高齢者人口をみると、65～74歳人口は減少傾向ですが、75歳以上は増加傾向にあります。令和22(2040)年においては、全体人口の約4割が65歳以上の高齢者となる見込みです。

人口と高齢化率の推移と将来推計

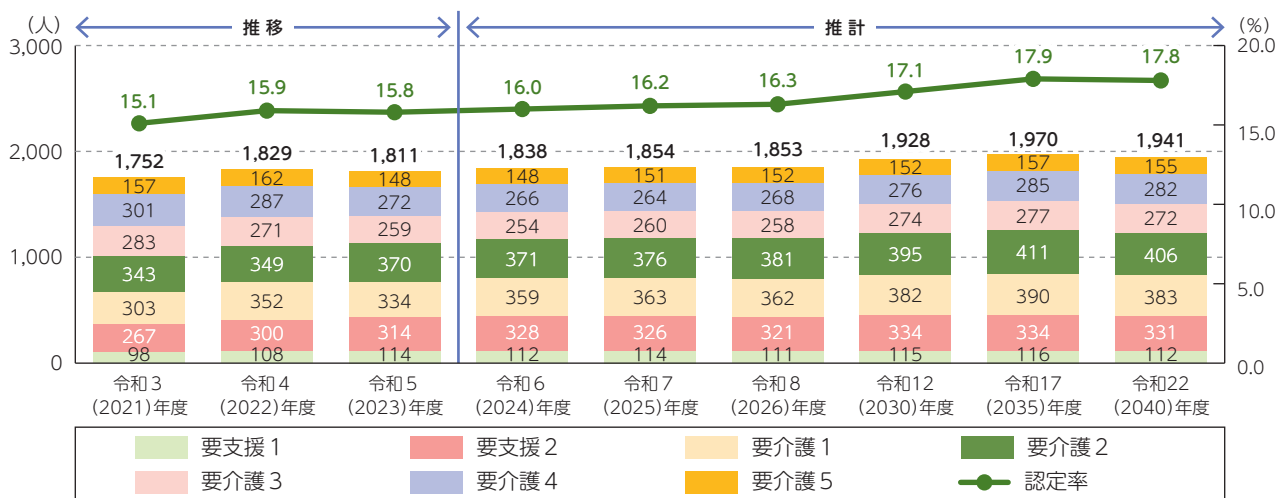


資料：実績値…瑞浪市「住民基本台帳」 各年10月1日現在 推計値…コーホート変化率法により算出

(2) 要介護（要支援）認定者数と認定率

本市の要介護（要支援）認定者は、おおむね増加傾向となっており、令和17(2035)年度にピークを迎える見込みです。認定率についても、同様の傾向が見込まれています。

要介護(要支援)認定者数と認定率の推移と将来推計(第1号被保険者)



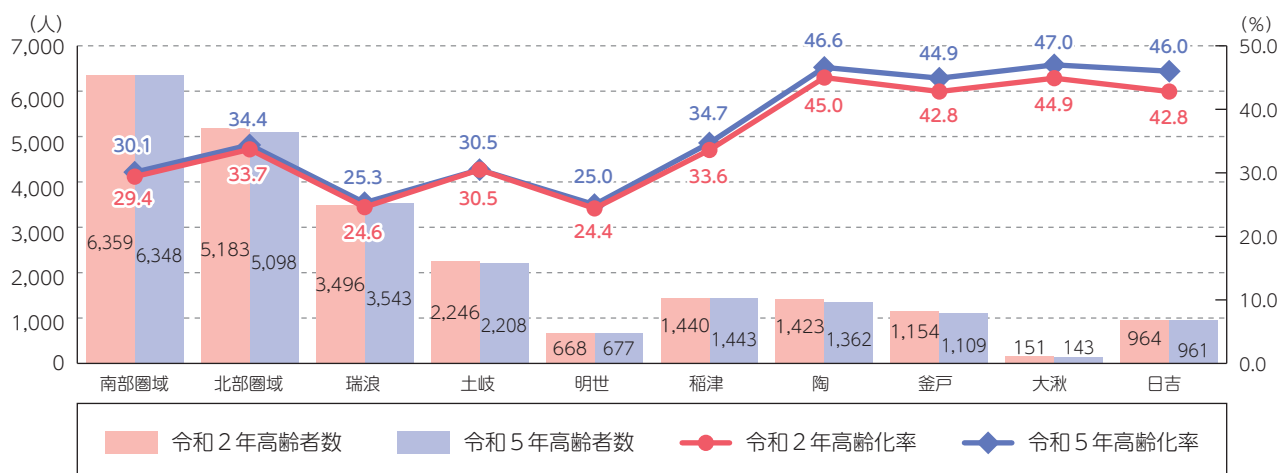
資料：要介護(要支援)認定者数及び認定率：地域包括ケア「見える化」システム 将来推計 総括表（令和5年11月7日時点）
 令和3年度から令和5年度は「介護保険事業状況報告」9月報
 要介護(要支援)認定者数/第1号被保険者数*100

(3) 地域の状況

令和2（2020）年と令和5（2023）年の地区別の高齢者の状況を比較すると、高齢者人口について、大きな変化はみられません。

高齢化率をみると、土岐地区を除いたすべての地区で上昇しています。

高齢者人口と高齢化率(地区別)

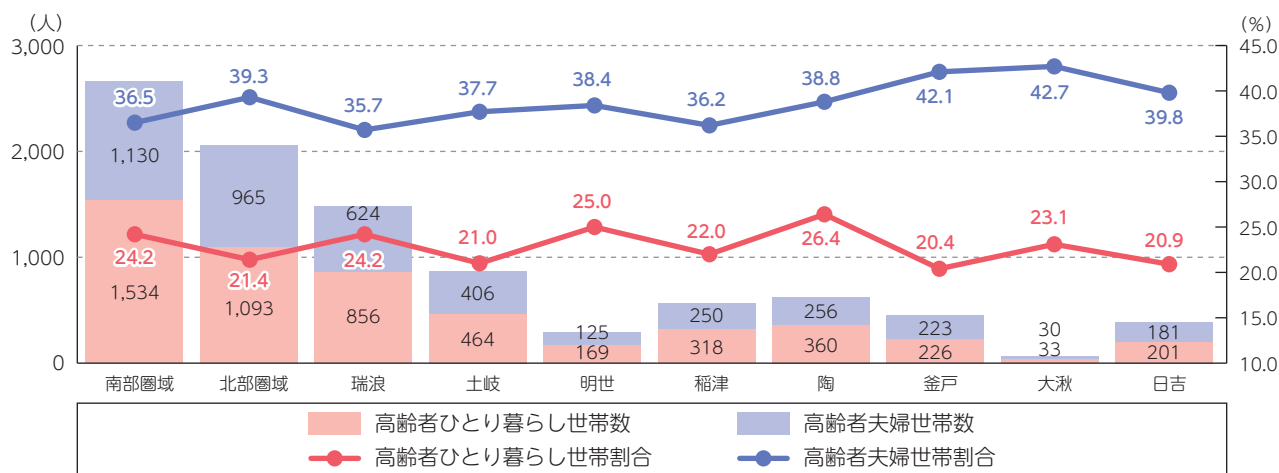


資料：瑞浪市「住民基本台帳」 各年4月1日現在

地区別の高齢者世帯の割合をみると、高齢者ひとり暮らし世帯では陶地区が、高齢者夫婦世帯では大湫地区が最も高くなっています。



高齢者世帯(地区別)



資料：瑞浪市「住民基本台帳」 令和5年4月1日現在

⑤ 施策体系

基本方針 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

● 基本目標 1 地域包括ケアの体制強化

地域包括支援センターを拠点とする医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを強化し、多職種の協働による地域包括ケアの推進体制の強化を図ります。

在宅医療・介護の一体的な提供や、地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。

基本施策

- (1) 地域包括支援センターの機能強化 【重点】
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 地域での助け合い・支え合いの推進～地域共生社会の実現に向けて～ 【重点】
- (4) 安心して在宅で暮らせる仕組みづくりの推進

施策内容(抜粋)

在宅医療・在宅歯科
医療・介護連携の推進



QRコード

緊急通報装置
(あんしん電話)



QRコード

見守り・
配食サービス



QRコード

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

● 基本目標 2 介護予防・健康づくりと生きがいの推進

高齢になっても、できるだけ元気で暮らせるよう、健康に対する意識の高揚を図るとともに、介護予防と健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指します。

地域活動の充実により生きがい活動を推進し、社会の担い手として活躍できるよう支援します。

基本施策

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 【重点】
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 高齢者の生きがいの推進と社会参加

施策内容(抜粋)

高齢者安心支えあい事業
(ささエールポイント)



QRコード

いつでも どこでも ひとりででも できる！

シルバーリハビリ体操



お住まいの地域に出向いて、体操の出前講座を実施します！
ご希望の方は高齢福祉課へご連絡ください。

● 基本目標 3 認知症施策と権利擁護の推進

認知症の人を含めた住民一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮し、支え合いながら共生する活力ある社会を実現するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進します。

財産の管理や日常生活等に支障がある人たちが、その人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の適切な利用促進などの権利擁護支援を総合的に推進します。

基本施策

- (1) 認知症施策の充実 【重点】 (2) 権利擁護の推進

施策内容(抜粋)

認知症チェック
システム



QRコード

認知症ガイドブック
(認知症ケアパス)



QRコード

成年後見制度の
利用促進



QRコード



● 基本目標 4 介護保険事業の充実

中長期的な介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供を図ります。

介護事業所と連携し、防災対策についての周知、啓発、研修、訓練を実施するほか、介護現場における介護人材不足解消への取組を推進します。

基本施策

- (1) 介護サービスの充実 (2) 介護人材の育成と確保 (3) 介護給付適正化の推進

施策内容(抜粋)

- 在宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの充実
- 介護人材の育成と効率化
- 介護人材の確保
- 介護給付適正化事業

⑥ 成年後見制度利用促進基本計画

判断能力が十分でなく一人で選択・決定することが難しい状態であっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」づくりの推進を行い、成年後見制度の適切な利用促進を図ります。

具体的な施策

- (1) 中核機関の設置・運営 (2) 権利擁護支援の検討に関する支援
(3) 制度の開始までの支援 (4) 制度の利用開始後に関する支援

⑦ 計画の重点施策

● 重点目標 1 地域包括支援センターの機能強化

「地域包括ケアシステム」をさらに深化していくため、地域包括支援センターが地域の中核的な機関として高齢者の総合相談、権利擁護支援、介護予防のケアマネジメント等の業務を担っていき、幅広い関係機関と連携を取りながら機能強化を図ります。

● 重点目標 2 地域での助け合い・支え合いの推進 ～地域共生社会の実現に向けて～

高齢化や人口減少が進み、人と人とのつながりが弱まる中、誰もが支え、支えられる福祉の環境構築に向け、地域住民、ボランティア、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による地域課題の解決に向けた取組を推進します。

● 重点目標 3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

地域の実情に応じて、住民主体によるサービスや事業者による緩和したサービスの実施など、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とする介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

高齢者の社会参加を促進し、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割を持つことで生きがいや介護予防にもつながる取組を進めます。

● 重点目標 4 認知症施策の充実

認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように支援します。

認知症への理解を深める認知症サポーターの養成と活躍の場の拡大、認知症カフェの普及など、認知症の人やその家族等が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

認知症の容態に応じた適切な支援を行うため、認知症ケアパスの活用、認知症地域支援推進員の連携強化、認知症初期集中支援チームの活動の充実を図ります。



認知症高齢者等SOSネットワーク事業

認知症により行方不明となるおそれのある人の情報を事前登録し、万が一、登録者が行方不明になった場合、登録した情報を活用し身元確認につなげます。



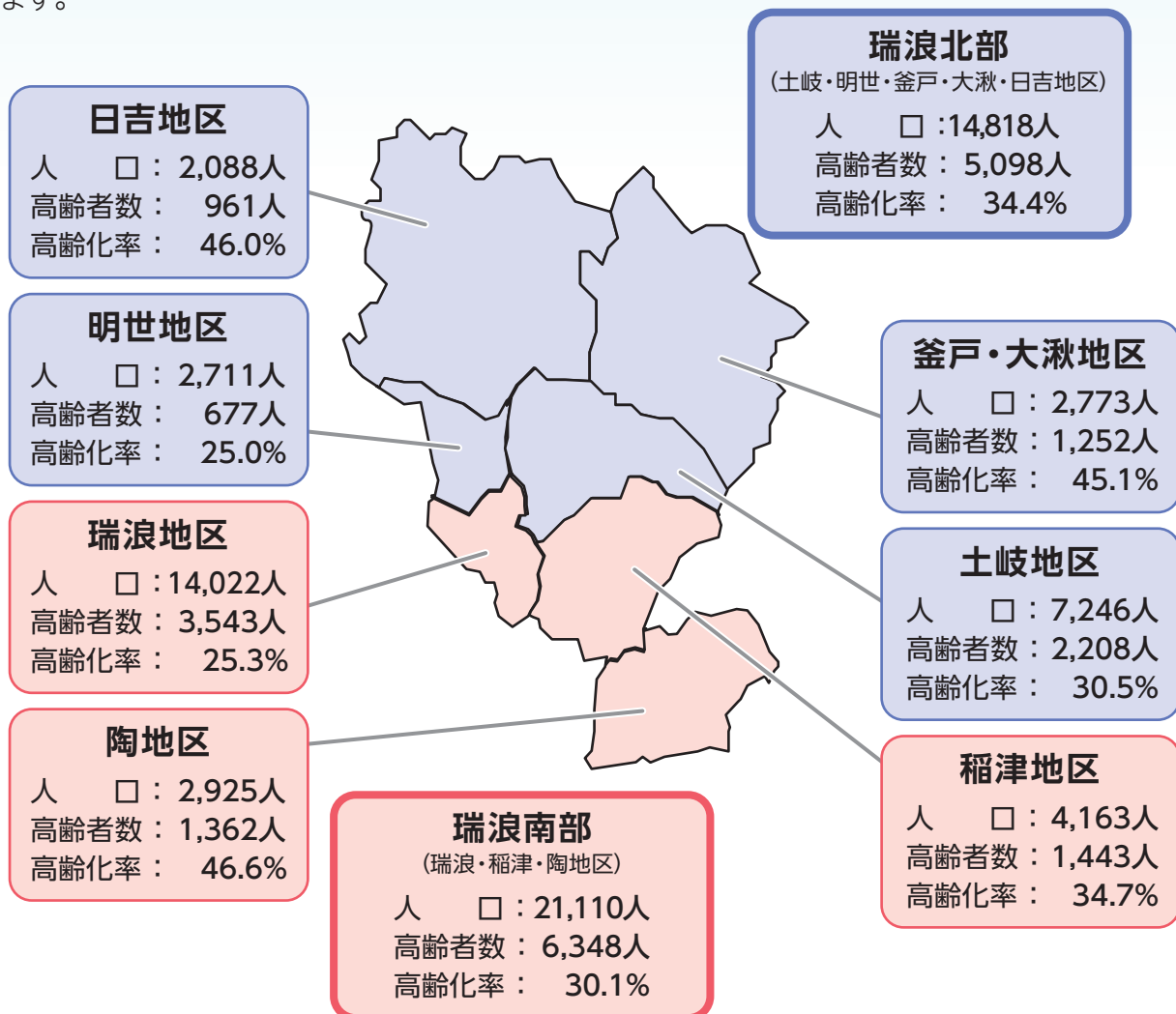
認知症高齢者のGPS機器購入等への助成

認知症により、外出して自宅に戻れなくなるおそれのある高齢者の位置検索を行うためのGPS受信機を、購入またはレンタルする際の初期費用助成を行います。



⑧ 日常生活圏域

本市では、中学校区を基礎単位として、地理的条件や人口等を踏まえて日常生活圏域を設定しています。第9期計画においても、引き続き、日常生活圏域を2圏域とし、地域福祉の充実に取り組めます。



資料：瑞浪市「住民基本台帳」 令和5年4月1日現在

地域包括支援センター

地域の高齢者等の総合相談窓口です。
圏域ごとに設置されています。

瑞浪南部地域包括支援センター

瑞浪、稲津、陶地区

瑞浪北部地域包括支援センター

土岐、明世、釜戸、大湫、日吉地区



地域包括支援
センター



QRコード

⑨ 介護保険料

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料は、次のとおりです。

単位:円

所得段階	保険料率	対象者	年額保険料	月額保険料 <目安>
第1段階	基準額×0.455 (軽減後×0.285)	①生活保護受給者の人 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人 ③世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	29,484 (18,470)	2,457 (1,539)
第2段階	基準額×0.685 (軽減後×0.485)	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	44,388 (31,430)	3,699 (2,619)
第3段階	基準額×0.69 (軽減後×0.685)	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	44,712 (44,390)	3,726 (3,699)
第4段階	基準額×0.90	本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる人のうち、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	58,320	4,860
【基準段階】 第5段階	基準額×1.00	本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる人のうち、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	64,800	5,400
第6段階	基準額×1.20	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	77,760	6,480
第7段階	基準額×1.30	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	84,240	7,020
第8段階	基準額×1.50	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	97,200	8,100
第9段階	基準額×1.70	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	110,160	9,180
第10段階	基準額×1.90	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	123,120	10,260
第11段階	基準額×2.10	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	136,080	11,340
第12段階	基準額×2.30	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	149,040	12,420
第13段階	基準額×2.40	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	155,520	12,960

第9期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 【概要版】

発行日 令和6(2024)年3月

発行者 瑞浪市 民生部 高齢福祉課

〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

電話 0572-68-2111(代表) FAX 0572-66-1278

URL <https://www.city.mizunami.lg.jp>